

答申第 229 号

情公第 2476 号

令和 5 年 12 月 1 日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高橋 良

自己情報不訂正処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 6 月 21 日付けで諮問された特定学校に対する相談に関する報告記録等不訂正の件（諮問第 245 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会は、審査請求人が訂正請求した保有個人情報のうち、別表の「訂正前の記載」欄に掲げる情報を「訂正後の記載」欄に掲げる情報に訂正すべきであるが、その余の保有個人情報について訂正しない旨の決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、令和3年4月21日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「2017年2月24日の面談記録」（以下「保有個人情報A」という。）及び「令和元年8月29日実施機関特定職員と訂正申し出人の電話記録（特定学校最後の開示文書）」（以下「保有個人情報B」という。）について、自己情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は令和3年5月6日付けで、条例第31条第1項の規定に基づき、訂正しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、同年5月18日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消して保有個人情報A及び保有個人情報Bの記載内容の訂正を行うよう審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨

- (1) 審査請求人は、保有個人情報Aにおいて、吹奏楽部の活動状況が子に与えた苦悩に係る記録が改ざんされており、また、保有個人情報Bにおいて、平成25年6月当時の吹奏楽部の活動状況にかかる当事者間の認識が異なるため、それぞれ審査請求人がボイスレコーダーを文書化したもの（以下この「実施機関の説明要旨」において「提出書類」という。）に訂正する

ことを請求しているが、苦悩や認識は、条例第27条第1項で規定する「事実」（氏名、住所、家族構成、学歴等）には該当しない。また、提出書類の内容と保有個人情報A及び保有個人情報Bの内容には、明確な相違はない。

(2) 保有個人情報A及び保有個人情報Bの記載内容を提出書類の内容に訂正することについては、①提出書類には文中に欠落箇所があり、発言内容を完全に再現できていないこと、また、②保有個人情報A及び保有個人情報Bのいずれについても情報を整理したものとなっていることから、訂正を行わなかった。なお、審査請求人からの求めに応じ、提出書類を行政文書として保存することは、保有個人情報A及び保有個人情報Bの正確性を担保できることから、提出書類については、保有個人情報A及び保有個人情報Bとともにこれを実施機関で保管することとした。

(3) 保有個人情報Aは面談内容の記録、保有個人情報Bは電話対応の記録であり、いずれもその時の発言内容を記録することが目的となっている。条例第11条第3項は「実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つように努めなければならない。」と規定しているところ、例えば、平成25年6月当時の吹奏楽部の活動日数・時間について、保有個人情報Bでは「6月中の練習は毎日行っていた件は特定教員に確認したが、そのようなことはない」と記載されている一方、提出書類では「6月にずっとほとんど休みなく練習をしてた」ことを「特定教員のほうに確認したところ、そういうことはない」と記録されている。保有個人情報全体を見渡しても、保有個人情報A及び保有個人情報Bと提出書類の間に明確な相違はなく、「取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、安全かつ最新なものに保」っていることは明らかであり、違法・不当な点はない。仮に、吹奏楽部の活動状況にかかる審査請求人の主張が事実であったとしても、保有個人情報A及び保有個人情報Bのいずれも、その時の発言内容を記録することが目的となっているので、本件処分の適法性・正当性が左右されることはない。

(4) 条例第30条は、存否を明らかにできない保有個人情報の開示請求の規定を、訂正請求に準用する規定である。保有個人情報A及び保有個人情報

Bは、審査請求人が令和2年10月13日付けで行った自己情報の開示請求に基づき、実施機関が令和2年12月9日付けで全部開示したものであり、存否を明らかにできる保有個人情報であることから、条例第30条には該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求が条例第27条第1項に規定する「事実」の訂正を求めるものであるか否かについて

実施機関は本件請求に対し、訂正を求めている内容が条例第27条第1項に規定する「事実」に該当しないことを理由に本件処分を行っている。そこで、本件請求が同項に規定する「事実」の訂正を求めるものか否かについて検討する。

条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等の客観的事実であり、これらの情報はその性質上客観的な正誤の判定に適することから訂正請求を認めたものであることから（神奈川県個人情報保護条例逐条解説（以下「条例逐条解説」という。））、訂正請求の対象となる「事実」にあたるか否かは、客観的な正誤の判定に適するか否かという観点から判断すべきこととなる。

この点、実施機関は、本件請求が子の「苦悩」や審査請求人の「認識」を正確に記載することを求めるものであり、「事実」の訂正を求めるものではないとしている。

しかし、当審査会が自己情報の訂正請求書を確認したところ、当該請求書には、①保有個人情報Aの訂正後の内容として、「訂正内容としてはボイスレコーダーの文書化」との記載とともに、当該ボイスレコーダーの音声記録から書き起こされたと思料される審査請求人と子との会話に関わる記載（以下「記載A」という。）が認められ、また、②保有個人情報Bの訂正後の内容としても、「訂正内容として（了承したうえでの電話録音メモ文書）」との記載とともに、当該電話録音から書き起こされたと思料される審査請求人と学校の職員とのやり取りに関わる記載（以下「記載B」という。）が認められた。これらの記載に鑑みれば、審査請求人としては、

①保有個人情報Aについては、それが審査請求人と子との間で実際に交わされた会話と異なることから訂正を求めたものと解され、また、②保有個人情報Bについても、それが審査請求人と学校の職員との間で実際に行われた電話でのやり取りと異なることから訂正を求めたものと解するのが合理的である。このように、本件請求が、実際に行われた会話ややり取りと異なることを理由に訂正を求めたものと解される以上、本件請求は、実施機関の説明するような「苦悩」や「認識」を正確に記載することを求めるものではなく、客観的な正誤の判定に適するもの、すなわち「事実」の訂正を求めるものと認められる。

(2) 条例第27条第1項に規定する「誤り」の有無について

実施機関は、①保有個人情報と記載A及び記載Bとの間に明確な相違はなく、情報として整理されているものとなっており、また、②記載A及び記載Bには欠落箇所があり、録音記録が完全に再現できていないことから、保有個人情報A及び保有個人情報Bに「誤り」はないものとしている。そこで、保有個人情報A及び保有個人情報Bに、条例第27条第1項に規定する「誤り」が認められるか否かについて検討する。

条例第27条第1項は「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正…を請求することができる。」と規定している。そして、同条項に規定する「誤り」とは、保有個人情報を取り扱っている事務又は事業の目的、内容等及び当該保有個人情報の性質、内容、当該事務又は事業における位置付け等からみて、事実とされるべき保有個人情報と現実に記録されている保有個人情報とが合致していないことをいうとされていることから（条例逐条解説）、本件請求の対象となった保有個人情報に「誤り」があるか否かについても、以上のような観点から判断されるべきものと解される。

そこで本件について検討すると、実施機関は弁明書において、保有個人情報A及び保有個人情報Bのいずれについても、その時の発言内容を記録することを目的に作成した旨説明している。この点について、当審査会が改めて実施機関に確認したところ、保有個人情報Aは「今後のことに係る面談の中での対応記録の一環として作成した」とのことであり、また、保

有個人情報Bは「母親（審査請求人）からの入電の記録として作成した」とのことであった。また、保有個人情報Aの訂正請求対象箇所は、特定学校の職員が審査請求人との面談時に、審査請求人がその場で再生した音声記録を聞き取って記録したものとのことであり、保有個人情報Bの訂正請求対象箇所も、特定学校の職員が審査請求人との電話でのやり取りの際、同人と会話を交わしながらその場で聞き取って記録したものであるとのことである。保有個人情報A及び保有個人情報Bが記録された行政文書の内容を確認する限り、以上のような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないところ、このような実施機関の説明する保有個人情報の作成目的や性質を踏まえれば、これらの保有個人情報は、当事者の発言内容等を一言一句、細大漏らさず記載することが求められるものとは認め難いことから、担当者がその作成目的に反しない範囲で記録したものと認められる限り、条例第27条第1項に規定する「誤り」には該当しないと解すべきである。

そこで検討すると、保有個人情報Aの訂正請求対象箇所には、子が審査請求人に対して語った、部活動顧問から受けた言動と子の心情が記録されており、また、保有個人情報Bの訂正請求対象箇所には、審査請求人が学校側に確認を求めた事項に対する学校側の回答等、審査請求人と学校職員とのやり取りが記録されていることが認められる。保有個人情報Aの作成目的（「発言内容の記録」及び「対応記録の一環として」という作成目的）や保有個人情報Bの作成目的（「発言内容の記録」及び「入電の記録として」という作成目的）に照らすと、これらの保有個人情報のうち、別表の「訂正前の記載」欄に掲げる情報については、記載A及び記載Bを踏まえれば明らかに事実と異なると認められるものの、その余の情報は、その作成目的に反しない範囲で記録されたものと認められる。

以上のことから、別表の「訂正前の記載」欄に掲げる情報については条例第27条第1項に規定する「誤り」と認められるが、その余の情報については同項に規定する「誤り」とは認められない。

(3) 条例第29条該当性について

条例第29条は「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該

訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。したがって、保有個人情報に条例第27条第1項に規定する「誤り」が認められ、「訂正の請求に理由があると認めるとき」であっても、実施機関に訂正義務が生じるのは、当該保有個人情報の「取扱い目的の達成に必要な範囲内」に限られることになる。

この点、本件処分時において、審査請求人の子は既に特定学校には在籍していなかったと認められるものの、当該時点においても、審査請求人は特定学校に対して子の不登校事案に係る事実関係の確認を求めていることが、開示された他の保有個人情報からも窺えることを踏まえると、別表の「訂正前の記載」欄に掲げる情報を条例第27条第1項に規定する「誤り」として訂正することは、子の不登校事案に係る対応という取扱い目的の達成に必要な範囲内のものと認められる。

(4) 本件処分の妥当性について

以上の(1)から(3)より、実施機関は、別表の「訂正前の記載」欄に掲げる保有個人情報については同表の「訂正後の記載」欄に掲げる情報に訂正すべきであるが、その余の保有個人情報について本件処分を行ったことは妥当である。

(5) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

審査請求人は当審査会に対し、令和5年11月1日付けで条例第43条第3項の規定に基づく資料として2種類の書面を提出している。このうち、一方の書面は、本件請求の対象となった保有個人情報Aと同一のものと認められるが（以下当該書面を「書面①」とする。）、他方の書面は、実施機関に確認したところ、審査請求人が別に行った保有個人情報開示請求に対して実施機関が開示した保有個人情報であるとのことであった（以下当該書面を「書面②」とする。）。実施機関によると、書面①及び書面②は、同一日時に特

定学校で実施された面談記録とのことであるが、当審査会が確認したところ、書面①に記載されている面談実施日と書面②に記載されている面談実施日に齟齬が認められた。この点について実施機関に確認したところ、書面②に記載された面談実施日が実際の面談実施日である旨の説明があった。したがって、書面①に記載された面談実施日は明らかな誤りであると認められ、書面①と同一のものである保有個人情報Aに記載されている面談実施日も明らかな誤りであると認められる。

この点、本答申は、書面②に記載された面談実施日が実際の面談実施日である旨の上記実施機関の説明を前提とした判断を示したものである。また、保有個人情報Aに記載されている面談実施日は、訂正請求の対象とはなっていないものの、条例第11条第3項が「実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。」と規定していることから、実施機関としては当該規定の趣旨に鑑み、適宜所要の対応を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	訂正前の記載	訂正後の記載
保有個人情報A	「100回練習」	「100回腹筋」
保有個人情報B	「本人が学校へ行きたくないと言っているので」	「体調が悪くて欠席させますっていうことで」

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年6月21日 (収受)	○ 諮問
9月13日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
9月29日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
10月18日 (収受)	○ 諮問実施機関から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
11月25日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
令和5年7月24日 (第334回審査会)	○ 審議
8月24日 (第335回審査会)	○ 審議
10月16日 (第336回審査会)	○ 審議
11月1日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
11月20日 (第337回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 嶋 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和5年12月1日現在) (五十音順)